

# 朝鮮民主主義人民共和国の弁護士制度

西 尾 昭  
張 君 三

はじめに

- 一 弁護士法の基本
  - 二 弁護士の権利と義務
  - 三 弁護士の資格
  - 四 弁護士の報酬規定
  - 五 弁護士の組織
  - 六 弁護士会の任務
- 結 び

〔付録〕 朝鮮民主主義人民共和国・弁護士法

## はじめに

「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」

これは日本の弁護士法第一条第一項にある文言である。韓国の弁護士法（一九八二年の全面改正のもの）第一条第一項は日本のそれと全く同じで、その第二項も「弁護士はその使命に基づき、誠実にその職務を遂行し社会秩序の維持と法律制度の改善に努力しなければならない」として全く同じ内容であり、共に弁護士の職務は社会正義の実現と人権の擁護を旨とする、と定めている。

他方、朝鮮民主主義人民共和国（以下 共和国）の場合は、「弁護士は弁護活動と法律上の援助を通じて人権を保障し、国家の法律制度を擁護する。」（弁護士法第二条第二項）が、「資本主義社会における弁護士とは異なり、共和国の弁護士は個人の利己的な權益や個人主義的な利益を庇護する立場には立たない。社会主義制度のもとにある共和国において、個人の利益を国家の利益に代置することは許されず、労働者階級の立場で全人民の正当な権利と法的な利益を保護する<sup>(1)</sup>。」とされている。そこでそれはわれわれの制度とどのように異なっており、また本質的に共和国の弁護士制度がどのように構成されているかについて以下に概観する。

本論に入るまえに、まず共和国の弁護士制度の沿革から始めたい。

共和国で弁護士制度が始まったのは一九四五年一月二八日の「司法局布告第六号 弁護士資格及び登録に関する件」<sup>(2)</sup>によるが、当時は日本から独立して間もない頃の混乱期でもあって、そのために規定された内容も極めて形式的で単純なものであった。当時の共和国はソ連の庇護の下にあって、発足したばかりの北朝鮮臨時人民委員会委員長の金日成も用意周到の政権づくりに着手するほどの余裕もなく、パルチザン出身の人物がその組織の大半とあっては知識人というのも一部は中国で修学した者、ソ連で勉強した者や南朝鮮から北へ渡った左翼学者程度のもので、何もかもがカオスの時代であった、そのために法律制定に際しては主にソウルの普成専門学校（今の高麗大学）の教授職にあった者が携わったようである。

このような状況の中で弁護士制度が形成されたが、弁護士の数も南のソウルよりはるかに少ない上に、せっかく作った制度も有名無実になる恐れがあり、その弁護士も日本支配時代の司法試験に合格した者が殆どで、弁護士会といってもギルド的性格のものであり、北朝鮮臨時人民委員会もその存在を許し、個人事務所の開設も許可せざるを得ない状況であった。<sup>(3)</sup>

このような状態が継続したのは一九四五年一月から一九四七年二月ころまでのことで、同年二月七日になると「弁護士に関する規定」（臨時人民委員会決定第一七九号、以下一七九号とする）<sup>(4)</sup>をもって正式に本格的な内容が整えられる事となった。

すなわち人民主義的法秩序と遵法性の強化という共和国の時代的要求の高まりの中で、金日成政権の確立と同時にその政権による指導に呼応する組織体の成立とその統制、さらにはこのような組織からの協力も必要となってきたの

である。

その内容は、イ、弁護士の任務 ロ、弁護士の資格 ハ、弁護士会 ニ、常務委員会 ホ、弁護士機関の決議及び指導監督 へ、弁護士報酬規定などについてであった。

その後一九四八年九月九日に共和国が建国され、「人民共和国憲法」も制定されると、共和国としての弁護士法規定も必要となって制定されたのが、同年一月一日内閣決定第五九号「弁護士に関する規定」<sup>(5)</sup>であり、その構成は一七九号のままその内容を具体化したのが、人民民主主義を標榜した金日成政権は、このとき報酬規定については一七九号のような具体的な内容のものは外して同規定第二〇号第五項のような簡単な内容に変えたのであった。共和国支持の法律研究者は、この規定が一九九三年一月二月まで続いたと主張するが実はそうではなく、その規定は一九八八年に改正され、それが一九九三年まで続けられたらしいという噂もあるが、その真相については不明である。<sup>(6)</sup>

このようにして一九九三年一月二三日最高人民会議常設会議決定により現行の「弁護士法」<sup>(7)</sup>が採択されたのである。

## 一 弁護士法の基本（第一章 第一条から第八条）

共和国の弁護士は、共和国の労働党の司法政策に貢献すべく、公的諸機関や公民に援助を与え、裁判所の活動に協力することによって人民民主主義政権の維持に資する事を主要な任務とする。その点で、共和国政府は裁判官・検事

及び参審員に党に忠実な者を任命するのとは違って、弁護士は「法の規定により資格を有し、裁判において訴訟関係者に対して法律的援助を与えることを任務とする者」<sup>(9)</sup>と定義づけている。

ちなみに、このくだりにおいては従来のプロレタリア独裁という表現は見あたらず「人民民主主義」という表現を使っている事である。それは一九九〇年の東ヨーロッパ一帯のソ連衛星国家の崩壊にその要因があらうが、その当時金日成は朝鮮式の社会主義云々を盛んに民衆に訴え、マルクス・レーニン主義から脱皮した共和国独自のウリシク（われわれ式）社会主義体制を強調した一九九二年の改正憲法に呼応して、一九九二年に改正された刑事訴訟法、一九七六年改正の民事訴訟法などとならんで改正憲法に基づく司法制度の整備として弁護士法も改正されたのであるが、従来は弁護士の使命を「プロレタリア独裁の立場に立って自己の確信と判断に従って必要な主張と立証を行い、真実を確定する所において裁判所に協力しなければならない」<sup>(10)</sup>と明記していたのであった。

いずれにしても、これは日本におけるように「弁護士会が在野法曹界の一翼を担いつつ、基本的人権と社会正義実現」<sup>(11)</sup>にその使命があるとしているのとは大きな相違がある。

共和国においては、あくまで弁護士は党及び国家の奉仕者としての役割を果たすことが要求され「利己的な権益や個人主義的な利益を庇護する立場には立たず……労働者階級の立場で全人民の正当な権利と法的な利益を保護する」<sup>(12)</sup>ことが大事である、とする。これは共和国の弁護士法第六条の「国家は、弁護士活動の独自性を保証する」という規定とは矛盾するが、それはここに限ったことではなく、共和国の法文などによく見られる所である。以上のことを念頭において共和国の弁護士法の基本について触れてみると、それについては、

- (1) 国家機関・企業所・団体及び公民の法的權益の保護または法の正確な執行の保証。(第一条)
  - (2) 弁護活動と法律上の援助を通じての人権の保証と国の法律で維制度の擁護。(第二条)
  - (3) 辩护人・訴訟代理人・民事法律行為の代理人・機関・企業所・団体の法律顧問としての活動並びに法律相談と法律文書の作成・審議。(第二条)
  - (4) 機関・企業所・団体と公民の訴訟における弁護士の自由選択権。(第四条)
  - (5) 公正性・客観性・科学性によって保証される弁護活動。(第五条)
  - (6) 弁護士活動の独自性に対する国家的保証。(第六条)
- があげられている。

四八年の弁護士規定の中では刑事裁判で弁護する弁護士の法的地位及びその役割は、憲法が定める被告人の弁護権(四八年憲法第八六条第一項)を実現することにあつたが「憲法が規定した弁護権の保障も本来は人民の利益を擁護する基底であつて、それが人民の敵を庇護し人民の利益を害することに利用されるのは許されないとことである。これは弁護権保障にたいする憲法上の規定に矛盾するものではない。民事訴訟においても共和国弁護士は私利的な訴訟当事者の単なる奉仕者とはならない。依頼者の正当な利益を誠実に保護しながらも、さらにそれを裁判の公正な遂行を保障する任務と統一させている。」<sup>13)</sup>として、依頼者の正当な權益を保護する立場と具体的な真実を発見する立場との二つ立場に当時の弁護士が置かれていたことが示されるのである。

そして時代は一九五〇年の朝鮮戦争を迎えるが、この時期から次第に弁護士制度に変化が見られるようになった。

すなわち、国家体制もそれなりに整備され、人民には思想的引き締めが必要があったこと、さらには人民民主主義体制からマルクス・レーニン主義を朝鮮社会の現実に適用して朝鮮の社会主義体制への移行期に際した状況の変化などによって、弁護士活動範囲も個人の權益を擁護する弁護士から党優先の政策を忠実に尽くすべき弁護士としての役割へと様変わりしていくようになって、

「一九五〇年代後半にいたって党と司法機関に潜入していた反党分子は、裁判の利益を犯してまでも被告人を庇護すべきことを主張し、弁護士の活動に関与した事件における無罪件数と公訴棄却、または破棄された件数の多少によって弁護士を評価しようとした。しかし良心的な弁護士はそのような屈辱的な活動をしようとはしなかった。弁護士は被告人から聴取したことは何でも聞き流して良いとは思わなかった。隠蔽された犯罪行為、とくに反革命的、反人民的行為を聴取した場合には、当該機関に知らせて迅速に処理させるべき義務があり、また隠蔽された非行を知った場合には公民の義務を解説し、自ら進んで改悟して過誤を精算するように説得すべき義務がある」

とされ、また民事訴訟においても「<sup>(14)</sup> 弁護士は個人の利己的な權益や個人主義的な利益を庇護する立場には立たない」とされるが、このことを別の角度から見れば、共和国の弁護士は、公民の（というよりも労働党の）忠実な奉仕者として公民に奉仕する形式で活動する限りにおいて、依頼者の利益を保護しつつ国家が行う裁判の公正な遂行を保障する任務を果たしていることになるのである。

このように共和国の弁護士は個人の人権擁護ないし尊重に立つのではなく、国家権力の側に立っていることは明瞭であり、労働党の指針を忠実に守り、ひいてはその体制を永久に維持するために「判事・検事・弁護士」のトライラ

テラルな関係が確固として保障されている国家が朝鮮民主主義人民共和国である。<sup>(15)</sup>

## 二 弁護士の権利と義務（第二章 第九条から第一九条）

### イ 権利規定

- (1) 刑事事件記録の閲覧及び被審人・被告人との談話・書信の往来。<sup>(16)</sup><sup>(17)</sup>
- (2) 証人及び鑑定人との談話。<sup>(18)</sup>
- (3) 弁護に要する証拠収集の確認及び証拠保存を要する特別な理由がある場合、裁判に先行して裁判所に証拠を審理することを要求する権利。
- (4) 裁判に先立って裁判所宛に証拠保存を要求する権利。<sup>(19)</sup>
- (5) 該当する機関・企業所・団体及び公民に対して弁護に必要な証拠文・証拠物の閲覧と要求する権利。<sup>(20)</sup>  
原告・被告の弁護権が保障されるように必要な意見を検事または裁判所に提起する権利。<sup>(21)</sup>  
受任事件の第一審判決に対して上級裁判所に上訴することができ、それを審理する第二審裁判に参加することができる権利。<sup>(22)</sup>

法律上の援助を申請する者が事実を正確に話さなかったり、その申請が違法な内容の場合、それを拒否する権利（弁護士法第一九条）。



(6) 報酬の請求権（同法第二五条）なお事件内容に応じた報酬についての具体的内容は不明である。

#### □ 義務規定

- (1) 国家法と規定を熟知し、それを尊重して正しく執行すること。
- (2) 国家法と規定を人民に対して解説し、それをよく守るように導くこと。
- (3) 原告・被告の申請や裁判所の依頼によって刑事事件の弁護士として法廷に立つ場合、事件の真相を正しく、明らかに分析・評価して公正な判決を下すようにし、原告と被告の法的権利と利益を保障すること。
- (4) 機関・企業所・団体の委任に従う訴訟代理人、民事法律の代理人の任務及び法律顧問の任務を誠実に遂行すること。
- (5) 法律相談及び法律的意義を有する文書作成及び審理を適時に行うこと。
- (6) 職務過程で知った秘密の厳守。
- (7) 法律的援助を求める機関・企業所・団体及び公民の申請を口頭または書面で受け取ること。
- (8) 訴訟代理人または民事法律行為の代理人として活動する場合、代理、委任の手續、代理行為の法的効果、代理権の消滅などについては民法の当該条項による。
- (9) 利害関係の異なる原告、被告または民事法律関係の当事者たちを同時に弁護したり代理することはできないが、同一事件の被告が数名の時、彼らの要求に従って同時に弁護できる。

以上において共和国の弁護士の職務について概観した。

特異なのは、第一一条の法規の解説活動と、その普及活動である。当然、朝鮮労働党の要領や労働党の独裁体制を維持すべく党の宣伝マンとしての役割が担わされていることになる。

弁護士は共和国社会にあっては優秀だといわれている。判事、検事及び参審員などのように国家が指名する、あるいは専門性のない、党の忠犬としての役割しか果たせないものとは違って、彼らの場合は弁護士試験に合格した専門性のある法の専門家といえる。

その彼らは国家機関や企業所ごとに配置された国家からの法解説委員とともに、人民の社会主義法務生活の強化に一翼を担っているのである。

### 三 弁護士の資格<sup>(24)</sup>（第三章 第二〇条から第二四条）

#### 1 法律専門家の資格を有する者

たとえば法学部を出て修士・博士過程に進み、法律に関する大学の教員になった者またはこれに準ずる専門研究機関の研修員。

#### 2 法律部門で五年以上従事した者

たとえば裁判所、検察庁などで判事や検事、または書記として働いた者または国家保衛部、社会安全部、最高

会議の法政委員会、政務院傘下の対外経済委員会などにおいて予審員や立法関連職及び対外経済契約の締結などの方面で五年以上従事した者。<sup>(25)</sup>

3 当該部門の分野で専門資格を有する者で短期法律教育を受け弁護士試験に合格した者。これについては不明。<sup>(26)</sup>

しかし四七年二月現在の弁護士に関する規定によれば、弁護士の資格・同法第二条一項に「北朝鮮臨時人民委員会公認の法律学校を卒業した者、所定の考試（司法試験）に合格した者、となっている。そこで筆者はどのような学校が存在したかを手持ちの資料を調べてみたが、それらしい学校の存在を認めるには至らなかった。ただし、当時北朝鮮臨時人民委員会・司法省の作った短期法律学校が平壤にあったらしい。

4 弁護士は報酬を受ける職務を兼ねることはできない。大学と科学研究機関の法学学位、学職所有者は弁護士を兼ねる事ができる。これは金日成総合大学法学部教授かまたは社会科学学院の法律専門部門での学位所有者のことを指すものと思われる。

5 相互性の原則に基づいて外国人対して弁護士の資格を与えることができ、その審査及び手続きについては朝鮮弁護士会中央委員会がこれを実施する。

なおその活動範囲は、外国法人・個人及び外国法に関連する部門に限る。

法に反したり職務怠慢な弁護士はその資格が剝奪されるが、その審査は朝鮮弁護士会中央委員会が行う。<sup>(27)</sup>

従来の弁護士に関する規定と比べてみて、特別に変わった点は見あたらない。

四八年の弁護士規定のなかには、民族反逆者・反国家・反民族的犯罪人及び親日分子は弁護士になれないという規

定があつたが<sup>(28)</sup>九三年の弁護士法にはそれがない。共和国の建国当初とは国家事情が打って変わって、国内では金日成に政権にたてつく者はいなくなり、極めて安定していることを指しているようであるが、実際には五〇年前の標語を掲げて見たとて人民からの反応は思うほどに期待できないことも一因となっているようである。スターリン刑法ばりの七四年刑法が健在である限り(註6参照)共和国の人民がわざわざ最悪の処罰対象になる必要はなく、また親日分子などの表現とて戦後五〇数年たった今日、もはや化石化している。

#### 四 弁護士の報酬規定<sup>(29)</sup>(第四章 第二五条から第二七条)

報酬受領の場合、事件の重要性・複雑性などが考慮され、1 刑事事件の弁護人になったとき 2 法律相談をしたり、法的意義のある文書作成及びその審議の時 3 訴訟代理人、民事法律行為の代理人になったときなど。の内容によって報酬が支払われる(第二五条)。

また、報酬基準内容については、朝鮮弁護士会がこれを決める。ただし状況に応じて弁護士報酬の一部または全額を免除することがある。

なお本法によると報酬は弁護士が直接に受け取るのではなく、弁護士会が受け取る(第二六条二項・第三〇条五号)。

## 五 弁護士組織<sup>(30)</sup> (第五章 第二八条から第三一条)

共和国の解釈での弁護士会は「弁護活動と法律上の援格活動を通じて人権を保障し、国家の法律制度を擁護する自願的(自主的)組織<sup>(31)</sup>」という。

同会は共和国が認定する弁護士資格を有する者にとって構成される会であり(第二八条) 常務機関としては中央と道(直轄市)などの該当部門に委員会を置き(第二九条)、委員会には委員長、書記長、委員がおり、その傘下に事務所または法律相談所を置く。(第二九条二・三項)

## 六 弁護士会の任務

共和国における同会は弁護士活動において公正性・客観性・科学性を保障することを根本原則として、つぎのような任務が与えられる。(第五条)

- 1 弁護士に対して国家の法と規定を適時に知らせ、人民の忠実な奉仕者として動できるように教育する。(第三〇条一号)
- 2 法律上の援助を要求する機関・企業所・団体及び公民の申請を受け付け、事業の分担を組織する。(同条二号)

朝鮮民主主義人民共和国の弁護士制度

- 3 優れた事業経験を一般化して、弁護士の資格を高めるための事業を組織する。(同条二号)
- 4 下部組織の委員会と弁護士の活動を日常的に指導統制し組織する。(同条四号)
- 5 弁護士の事業条件を保障し、弁護士の報酬を受け取る。(同条五号)
- 6 弁護士会・中央委員会は外国の弁護士組織との交流と協調を発展させるための事業を行う。<sup>(32)</sup>(第二一条)

## 結 び

以上で共和国の弁護士制度について簡単に述べた。

ここで強く印象に残るのは、共和国のいう人権とは何で、それが法的にどのような擁護され、さらにはどのような人権擁護活動が営まれているかであった。憲法一六〇条は「裁判所は、裁判において独自のであり法に基づいて裁判活動をおこなう。」とあるが、これまで述べたところからも、この原則が活きていると見ることは難しい。基本的人権の観念も国家体制の相違などもあって同列に比較することはできない。ここでは「わが偉大な領袖・金正日同志」の賛美の声がほかのすべての声を圧倒するのである。

周知のように、共和国には以前から立派な法律があるが、その具体的運用について説得力のある説明を聞く機会をいまだに持たないのであり、朝鮮王朝期から変わることなく近代社会から取り残された儒教的・家父長制国家の弁護士は律令法時代そのままに、社会倫理の体現者としての国家の定める法の忠実な使徒として、魔女狩り的な意味合い

の存在として機能しているといえる。その証拠に、共和国の文献によると「共和国の弁護士会は自主的団体であり、人民に奉仕する民主的な弁護士の組織である」<sup>(33)</sup>と公言されていることも然ることながら、さらに弁護士は「人民の中で国家の法の規定をよく解説し、朝鮮労働党の司法政策の貫徹に徹底的に貢献しなければならない」<sup>(34)</sup>存在として位置づけられているのである。

(1) 金圭昇 南・北朝鮮の法制定史 四八四頁 東京 社会評論社

(2) 鄭慶謨・崔達坤編 張君三訳 朝鮮民主主義人民共和国主要法令集 一一四頁 東京 日本加除出版  
なを同書の原典は「北韓法令集一、二、三、四、五」서울 大陸研究所 である。

この当時、同弁護士は同業団体であり、個人の法律事務所を設置が当局から許されていた。その頃は、北朝鮮では南朝鮮に先だってソ連の庇護の下に金日成政権（人民委員会）が事実上成立しており（共和国支持者はこれを否定するが）その人民民主主義的法秩序と適法性の強化の要求の高まりと共に、人民政権の指導に應えるべく人民に対する組織的統制と協力が必要となった。

(3) 金圭昇 前掲書 四八六頁

(4) 張君三訳 前掲書 一一五―一一七頁

(5) 同書 一一七―一二〇頁

ちなみに、一九八七年の臨時人民委員会決定一七九号には、弁護士の報酬規定があったが、一九四八年一月以後は正式に政府が樹立され、弁護士の独自の活動はできなくなった。従ってここには報酬規定についての具体的なものはない。それを人民に奉仕する弁護士制度の優越性として記述するものに「弁護士はいかなる報酬ももらわずに人民の相談に応じ、切迫する問題解決に援助の手をさしのべ、同時に法令の解釈を人民に教え、それを通じて党と人民政権の立場を理解させること……」（金圭昇 朝鮮民主主義人民共和国の刑事法制 東京 社会評論社）がある。

なお弁護士に報酬が支払われなかった例はない。いかなる時代も朝鮮弁護士会では報酬規定を設定していた。従がってこれは事実と異なる記述である。

(6) 本規定は一九八八年に改正されたという噂があるが多分事実であろう。しかしその内容については知りえない。

同様な例としては、一九七四年の改正刑法があり、それはスターリン刑法もどきのものであることは共和国刑法の教科書(金圭昇 朝鮮民主主義人民共和国の刑事法制 その他) から推測されるが、その内容を知ることができないまま一九八七年の改正刑法が公表された。このようなことは共和国ではよくあることである。

(7) 民法法辞典 二六九頁 평양 社会安全部出版社

(8) 参審員に関しては、人民裁判所及び道裁判所の第一審を判事一名と参審員二名で構成すること、参審員は各級裁判所の所在地の道または郡人民委員会において選任すること、裁判においては判事と同一の権限を有するとされる。

なお、裁判所の体系に、重要な市・郡に第一審裁判所である人民裁判所、各道の中心地に人民裁判所にたいする覆審裁判所であると同時に、重要な事件にたいする第一審裁判所である道裁判所、平壤に道裁判所の第一審に対する覆審裁判所でありまた特に重要な事件に対する第一審裁判所である北朝鮮裁判所がある。

また検察所は裁判所体系に相応して北朝鮮検察所、道検察所、人民検察所、などからなる。(以上は大内憲昭 朝鮮社会主義法の研究 一八四頁による)

(9) 民法法辞典 二六九頁 及び崔達坤・申栄鎬 北韓法入門 四六九頁 서울 서창出版社

(10) 法学辞典 一三四頁 평양 社会科学出版社

(11) 法律学小辞典 八三五頁 東京 有斐閣

(12) 金圭昇 朝鮮民主主義人民共和国の刑事法制 東京 社会評論社 一六四頁

(13) 金圭昇 前掲書 一六五頁

(14) 金圭昇 南・北朝鮮の法制定史 四八四頁

(15) 西村英樹 闇からの帰還 東京 光文社 では北朝鮮で理由なき罪で逮捕された紅粉船長の証言からもその世界の様子が



うかがわれる。

- (16) 刑事訴訟法の第四章は「捜査と予審」として第五〇条から第一六二条を置き、第五章「検事の事件処理」に先立って予審について詳細な規定を設ける。
- (17) 刑事訴訟法一七五条「弁護士は予審が終われば随時記録を閲覧することができる」  
なお共和国の刑事訴訟法については 西尾昭・張君三 朝鮮民主主義人民共和国・外国人投資関連法制 の付録に訳文がある。
- (18) 同法一七四条一項「弁護士は弁護人に選定されたことを知った日から被審人、被告人に面接し事情聴取を行うことができる」
- (19) 同法一七六条「弁護士は被審人、被告人を弁護するのに必要な証拠を収集確認することができる」
- (20) 弁護士法九条四項
- (21) 刑事訴訟法一七七条「弁護士は被審人、被告人の法的権利が保障されていない事実を知った時には、検事に意見を提起することができる」
- (22) 同法二六一条三項「裁判所は第二審裁判の日時を裁判の三日前に検事と弁護人に知らせる」
- (23) これは一九八二年二月一日に金正日が発表した「社会主義法務生活を強化することについて」の論文にちなんで体系化にいたった。
- (24) 中央裁判所の説明によれば、専門の弁護士は約二〇〇〇名、兼職の弁護士は約三〇〇〇名である（一九九一年九月）大内憲昭 法律から見た北朝鮮の社会 東京 明石書店 一五七頁
- (25) 前掲 民法辞典 二六九頁 崔・申 北韓法入門 一三七頁
- (26) 何が具体的にこれにあたるかは明示がない。しかし「選挙または任命される裁判官や検察官は、労働党が任命する者であれば誰でも短期間の講習のみでその資格が得られる。すなわち司法省直属の法律学校があり、ここで党の思想教育と若干の法律知識を習得し、各裁判所・検察所に配置する。」という記事が見られる。韓国・北朝鮮総覧第一巻 二九五頁 東

京 原書房

- (27) 懲戒規定も九三年の弁護士法は極めて簡単である。  
一九四八年の「弁護士規定について」では懲戒規定が具体的に示された。
- (28) 四七年の「弁護士に関する規定」第三条及び四八年の「弁護士に関する規定」第一四条によれば民族反逆者、親日分子、有罪判決を受けた者などがその対象となった。
- (29) 四七年の「弁護士に関する規定」の第一八条によれば弁護士報酬の最高限度の金額が定められて、刑事事件の場合は三〇〇ウォン、民事事件の場合は訴訟価額が一萬ウォン以下の時は一〇〇〇ウォンなどと決まっていた。張 前掲書一一七頁
- (30) 最初にできた弁護士会は四七年の「弁護士に関する規定」によったものであるが、その後四八年の規定で少し補充されて八八年まで存続したといわれる。
- (31) 前掲 民法法辞典 二六九頁
- (32) 共和国は八四年九月の合弁法制定以来対外経済開放政策の法整備に着手したが、弁護士法の制定、特に第四条二項、第二三条、第三一条の規定は、その政策を反映したものとと言える。大内憲昭 前掲書 一五六頁 なお西尾・張 前掲書参照。
- (33) 金圭昇 朝鮮民主主義人民共和国の刑事法制 一六八頁
- (34) 前掲 民法法辞典 二六九頁

## 〔付録〕

### ○ 弁護士法 (一九九三・一一・二三 最高人民會議 常設會議決定)

#### 第一章 弁護士法の基本

第一条 朝鮮民主主義人民共和国 弁護士法は、弁護士の役割を高め、機関・企業所・団体及び公民の法的権利と利益を保護し、

法の正確な執行を保障することに寄与する。

第二条 朝鮮民主主義人民共和国において、弁護士は弁護活動と法律上の援助を通じて人権を保障し、国家の法律制度を擁護する。

国家は弁護士の活動を法的に保護する。

第三条 弁護士は弁護士、訴訟代理人、民事法律行為の代理人、機関・企業所・団体の法律顧問として活動し、法律相談と法律的意義を有する文書の作成及びその審議をおこなう。

第四条 国家は機関・企業所・団体及び公民が訴訟及び法律行為を遂行する際に、自己を援助し代理することのできる弁護士を自由に選択する権利を保障する。

共和国領域内にある外国法人又は外国人も、弁護士から法律上の援助を受けることができる。

第五条 公正性・客観性・科学性を保障することは、弁護士活動の根本原則である。  
弁護士は、法や事実に基づいて活動する。

第六条 国家は、弁護士活動の独自性を保障する。

第七条 国家は弁護士養成事業に関心を寄せ、弁護士の資格審査を厳格に行なう。

第八条 弁護士は該当の弁護士委員会の指導の下で活動する。

## 第二章 弁護士の権利と義務

第九条 弁護士は、次のような権利を有する。

1. 刑事事件記録を閲覧することができる、被審人や被告人と談話したり書信の往来をすることができる。
2. 証人、鑑定人と談話することができる。
3. 弁護に必要な証拠を収集確認し、証拠を保存すべき特別な理由がある場合、裁判に先立って裁判所に証拠を審理することを要求できる。

4. 該当機関・企業所・団体及び公民に弁護に必要な証拠文書、証拠物の閲覧と提出を要求することができる。
5. 被審人、被告人の弁護権が保障されるように必要な意見を検事又は裁判所に提起することができる。
6. 受任事件の第一審判決、判定に対して上級裁判所に上訴することができ、又上訴を審理する第二審裁判に参加することができる。

第一〇条 弁護士は国家の法と規定をよく知り、それを尊重し、正確に執行しなければならない。

第一一条 弁護士は人民に対して国家の法と規定を解説し、人民にはそれをよく守るように諭さなければならない。

第一二条 弁護士は被審人又は被告人の申請や裁判所の依頼に従って刑事事件の弁護人として出廷する場合、事件の真相を正確に明らかにし、正しく分析評価し、公正な判決を期し、被審人や被告人の法的権利と利益を保障しなければならない。

第一三条 弁護士は、機関・企業所・団体及び公民の委任による訴訟代理人、民事法律行為の代理人、法律顧問の任務を誠実に遂行しなければならない。

第一四条 弁護士は、機関・企業所・団体及び公民の申請に従う法律相談及び法律的意義を有する文書の作成及び審議を適時に正確に行なければならない。

第一五条 弁護士は、職務の執行過程で知りえた機関・企業所・団体と公民の秘密を徹底して守らなければならない。

第一六条 弁護士は、法律上の援助を要求する機関・企業所・団体及び公民の申請を、口頭又は書面によって受理する。

第一七条 弁護士が訴訟代理又は民事法律行為の代理人として活動する場合、代理の委任手続、代理行為の法的効果、代理権の消滅などは、民法の該当条項による。

第一八条 弁護士は利害関係が相互に異なる被審人・被告人又は民事法律関係の当事者たちを、同時に弁護しまたは代理することはできない。しかし、同一事件の被告人が数人の場合、その要求に従って同時に弁護することができる。

第一九条 弁護士は、法律上の援助を申請する者が事実について正確に話さなかったり、その申請が法に違反する場合には、その申し入れ拒絶することができる。

### 第三章 弁護士資格

第二〇条 朝鮮民主主義人民共和国の公民で、次に該当する者は、弁護士になることができる。

1. 法律専門家の資格を有する者

2. 法部門において五年以上勤務した者

3. 該当分野の専門家の資格を持つ者で、短期法律教育を受け、弁護士試験に合格した者

第二一条 弁護士は報酬を受ける職務を兼ねることはできない。大学や科学研究機関の法学学位学職所有者は、兼職弁護士として活動することができる。

第二二条 弁護士資格審査は、朝鮮弁護士会中央委員会が行う。

弁護士資格審査は、別途規定の手續に従う。

第二三条 外国の弁護士に対して相互性の原則から共和国弁護士資格を与えることができる。

共和国弁護士資格を有する外国人弁護士は、外国法人又は外国人、外国法に関連した問題だけを取り扱える。

第二四条 弁護士が法に反したり、職務を怠ったりして、機関・企業所・団体及び公民の利益に損害を与えた場合には、弁護士の資格を剝奪することができる。

弁護士資格の剝奪審査は、朝鮮弁護士会中央委員会が行う。

### 第四章 弁護士報酬

第二五条 弁護士が行った仕事の重要性、複雑性、結果などを考慮して、次のような場合に弁護士は報酬を受け取る。

1. 刑事事件の辩护人として活動したとき

2. 訴訟代理人、民事法律行為の代理人として活動したとき

3. 法律相談をしたり、法律的意義を有する文書を作成したり、審議したとき

第二六条 弁護士の報酬基準は、朝鮮弁護士会中央委員会が定める。

該当弁護士委員会は、規定の基準に準じて弁護士の報酬を正確に受け取らなければならない。

第二七条 該当弁護士委員会は、必要に応じて弁護士報酬の一部又は全部を免除することができる。

## 第五章 弁護士組織

第二八条 弁護士組織として、朝鮮弁護士会を設ける。

第二九条 朝鮮弁護士会は、常務機関として中央と道（直轄市）、該当部門に委員会を置く。

委員会は、委員長・書記長・委員などによって構成される。

道（直轄市）と該当部門に組織された委員会の傘下に事務所又は法律相談所を置くことができる。

第三〇条 各級弁護士委員会は、次の任務を行う。

1. 弁護士に対して国家の法と規定を適時に知らせ、人民の忠実な奉仕者として活動できるように教育する。
2. 法律上の援助を要求する機関・企業所・団体と公民の申請を受理し、事業分担を組織する。
3. 弁護士の秀れた事業経験を一般化し、その資質を高めるための事業を組織し、進行する。
4. 下級の委員会と弁護士の活動を常に指導し、統制する。
5. 弁護士の事業条件を保障し、弁護士報酬を受けとる。

第三一条 朝鮮弁護士会中央委員会は、外国の弁護士会組織との交流と協調を発展させるための事業を行う。